

「名城大学交通機械会」会則

改訂E (H28.6.1 発行)
名城大学交通機械会

1. 総則

1. 1 本会は名城大学交通機械会（以下本会という）と称する。
1. 2 本会の事務局は、名城大学理工学部交通機械工学科内に置く。
1. 3 本会は、会員間の継続的な交流、及び母校の発展に貢献する事を目的とし、本会に所属する会員によって、自主運営されるものである。

2. 事業

本会は前項の目的を達成する為に、次の各号の事業を行う。

2. 1 ホームページ等により情報を発信する。
2. 2 講演会・懇談会等を開催する。
2. 3 会員、大学の発展、社会貢献に寄与する事業。
2. 4 その他、目的達成のために必要な事業。

3. 会員

本会は以下のものを会員及び特別会員とする。

3. 1 会員
 - ① 名城大学理工学部「交通機械学科」・「交通科学科」・「交通機械工学科」の卒業生。
 - ② 大学院理工学研究科「機械工学専攻」・「交通科学専攻」の内、「交通機械学科」・「交通科学科」・「交通機械工学科」卒業以外で当会に入会した在学生または修了生。
 - ③ 交通機械会の役員会で適当と認められた者。
3. 2 特別会員
 - ① 名城大学交通機械工学科の教職員。

4. 運営

4. 1 本会は、2 項で定義した会員をもって組織し、自主的に運営する。運営にあたり、役員会・評議会を置く。事業運営にあたっては委員部会を設置することができる。

4. 2 役員

本会は次の役員を置く。

- (1) 会長：1名 活動の最終取り纏め責任を司る。
- (2) 副会長：若干名 会長の補佐を主に取り纏めを司る。
- (3) 相談役：若干名 会長の指名により、会長の補佐をする。
- (4) 会計：2名 入会費の徴収、事業実施に伴う収入・支出の管理を取り纏める
- (5) 幹事：10名程度 本会の会務を分掌する。
- (6) 役員は兼任することを妨げない。

4. 3 役員の選任と任期

- (1) 役員の任期は2年とし、再任は妨げない。
但し、会長職については4期を限度とする。
- (2) 役員が欠員の場合、補充役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (3) 役員は、任期終了後であっても後任者が選任されるまでその役務を果たさなければならない。
- (4) 役員は評議委員から優先して選出し、の承認を得るものとする。

4. 4 評議員

- (1) 評議員は会員で構成し、卒業年次各層から選出する（各ゼミより代表者を選出しその中の卒業生から若干名選出することを基本とする）。
- (2) 評議員の任期は2年とする。

5. 総会

5. 1 総会は年1回開催するものとする。
5. 2 総会は役員、評議員、及び会員でもって構成し、次の事項を審議、承認する。
 - (1) 役員の選任
 - (2) 各年度の事業計画、事業実績報告
 - (3) 各年度の予算計画、会計決算報告
 - (4) 学生への支援母校発展支援への計画等
 - (5) その他、特別企画事業等
 - (6) 会則の変更など
5. 3 総会は通常総会と臨時総会を開くことができる。
5. 4 総会の議長、副議長は評議員会のそれが兼ねる。

6. 役員会

6. 1 役員は、総会で承認された事業計画に従い、事業の執行を行う。また新たに必要となった事業の立案、執行を行う。
6. 2 6. 1項については、評議員会の審議を経て、総会で承認を得るものとする。
6. 3 役員会の議長、副議長は会長、副会長を基本とし、役員会を司る。
6. 4 役員会は必要に応じて、会長または副会長が召集して開催する。
6. 5 役員会における決議事項は議事録として発行し、各役員及び評議員に送付するものとする。

7. 評議委員会

7. 1 評議委員会では次の事項を役員会の企画、立案に基づき、審議、承認などを行う。
7. 2 評議委員会の議長、副議長は互選とし、評議委員会を司る。
7. 3 評議委員会は必要に応じて召集し、開催する。

8. 会計、監査および会費

8. 1 本会の会計は会費、上部機構からの援助金、寄付および、その他の事業収入によって賄うものとする。
8. 2 会費は終身会費として、入会時（卒業時を主に）に10,000円を納入する。
8. 3 会計は年度毎（4月1日～翌年3月31日）にその予算、執行内容について決算報告し、会計監査を受ける。
8. 4 事業遂行上収入があった場合には、会計は原則1週間以内に会長、副会長に報告するものとする。
8. 5 事業遂行上支出が必要な場合は、次のとおりとする。
 - (1) 総会及び役員会で決定した事業にかかる費用の支払：
領収書と引き換えにて支払う。
 - (2) 総会及び役員会で決定していない事業にかかる費用：
支払対象外とする。
 - (3) 大学、校友会または理工同窓会関連に関わる費用を支払うものとする。

9. 卒業生、学生及び大学母校発展への支援

9. 1 卒業生への支援
本会では交通機械会会員が開催する活動や行事に対し援助ができる。
退職される先生の送別会及び会社内で立ち上げられる交通機械会卒業生のOB会等。
支援内容については、細則（卒業生への支援に係る細則）による。
9. 2 学科への支援
本会は、学科長からの申請により、役員会にて必要と認められたときには、
学科協力費を支払うことができる。
ただし、予算の関係上、毎年5月までには年間予算額（用途を併記）を学科から提出
してもらい、支援額を役員会で決めることとする。
9. 3 学生への支援
本会は、次の事項等学生への支援を目的とする用途として、役員会にて必要と認め
られたときには支援を行うものとする。
- (1) 学生が自ら主催する事業
 - (2) 就職説明会等大学内で行われる就職支援に関する事業
 - (3) 新入生に対する支援
 - (4) グローバルに知見を広げるための活動。支援内容については、細則（国際学会研究発
表等の援助に係る細則による）

10. 会則の改正について

10. 1 本会会則の改正は総会の承認を得なければならない。

11. その他

11. 1 必要に応じて本会運営に関する事項は、役員会の決定により各項の下に細則を設け
ることができる。
11. 2 個人情報の取り扱いについては別途に定めた細則による。

来歴

- | | | | | |
|------|-----|----|-------|--|
| H14. | 12. | 14 | 発行 | |
| H20. | 9. | 28 | 改訂A発行 | 全面見直し |
| H21. | 6. | 21 | 改訂B発行 | 3項、4.2項、4.3項(1)、9.1項、9.2項、9.3項(4)見直し |
| H24. | 6. | 1 | 改訂C発行 | 3.1①項、3.2①項 学科名変更に伴い見直し |
| H25. | 6. | 1 | 改訂D発行 | 4.3項(1)(4)、4.4項(2)、9.項、9.1項、9.3項(2)見直し |
| H28. | 6. | 1 | 改訂E発行 | 2項、4.2項、9.3項見直し |

会則E←D新旧比較表

対象項目 改訂理由	新(E)	旧(D)
2. 項 事業 実際の活動に合わせる (毎年実施している、東北震災への募金活動)	2. 3 会員、大学の発展、社会貢献に寄与する事業。	2. 3 会員、大学の発展に寄与する事業。
4.2 項 役員 実情に合わせる	(3) 相談役：若干名 会長の指名により、会長の補佐をする。 4) 会計 (1名は学内教員とする) を削除	(3) 相談役：若干名 会長経験者が会長の補佐をする。 (1名は学内教員とする)
9.3 項 学生への支援 実情に合わせる	(4) グローバルに知見を広げるための活動支援。内容については、細則(国際学会研究発表等の援助に係る細則による)	(4) 無し